

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和7年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市新山地区センター	長岡市東中野俣3195番地子 （旧長岡市東中野俣3195番地）	克雪ホール	123.00	令和7年4月11日
長岡市文納地区センター	長岡市文納2632番地 （旧長岡市文納2632番地子）	大集会室 小会議室	46.00 24.80	令和7年4月11日
長岡市中之島コミュニティセンター中条分室	長岡市中之島中条丙16番地 （旧長岡市中之島中条丙11番地1）	集会室1 集会室2 （旧大広間）	54.61 49.82 （旧59.62）	令和7年4月11日
長岡市中之島コミュニティセンター信条分室	長岡市中条新田68番地	集会所 （旧和室）	79.50 （旧54.65）	令和7年4月11日